

# 年末調整について 用意はお早目に

平成26年も最後の月になりました。ご存知の通り12月は給与所得者の確定申告にあたる年末調整を行う時期です。早めに準備に取り掛かり、スムーズにその作業を完了させてよい新年を迎えましょう。

## 小川富也税理士事務所だより

編集発行人  
税理士・行政書士  
小川富也

〒796-0068  
八幡浜市浜之町180番地  
TEL 0894-24-3355  
FAX 0894-24-2882

### ■「年末調整」とは

給与の支払者は、毎月(日)の給与の支払の際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになっています。しかし、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額(年税額)と一致しないのが通常です。

この一致しない理由については、各人によって異なりますが、①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られていますが、実際には年の途中で給与の額に変動があること、②年の途中で控除対象扶養親族の数などに異動があっても、その異動後の支払分から修正するだけで、遡って各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと、③配偶者特別控除や生命保険料、地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていることなどがあげられます。

「徴収」又は「還付」し精算することが必要となります。この精算手続きのことを「年末調整」といいます。

**■年末調整の対象者**

一般的に12月に行う年末調整の対象となる人は、会社などに1年を通じて勤務している人や、年の中途で就職し年末まで勤務している人などです。

ただし、本年中の主たる給与の収入金額が2000万円を超える人や、災害により被害を受けて「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定により、本年分の給与に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予又は還付を受けた人などは年末調整の対象となりません。

### ■昨年からの変更点

中小企業等協同組合法の一部改正に伴い、生命保険料控

除の対象となる共済契約の範囲に、共済協同組合連合会(火災共済の再共済の事業を行う協同組合連合会)の締結した生命共済契約を加え、地震保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、火災共済協同組合の締結した火災共済契約を加えることとされました。

この改正は、平成26年4月1日以後に支払う掛金について適用されます。

### ■その他留意事項

平成25年分の所得税から復興特別所得税が導入されています。所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、国に納付しなければなりません。年末調整の際に計算漏れがないようにご注意ください。

# 法律



## 景品表示法改正案 — 不当表示に課徴金 売上額の3%を想定

メニュー偽装や根拠なくダイエット効果などをうたう健康食品など、消費者を誤解させる表示の規制強化に向け、課徴金制度の導入などを盛り込んだ景品表示法の改正案が閣議決定されました。今国会で成立すれば、平成28年春までに施行される見通しです。そこで今回は改正景品表示法の概要について解説します。

### ●景品表示法改正案のポイント●

- ・ 課徴金は不当表示された商品・サービスの売上額の3%
- ・ 課徴金の対象は不当表示の売上額5,000万円以上の場合
- ・ 自主申告した事業者は課徴金を半分に減額
- ・ 被害者に自主返金した場合、その分を課徴金から減額

昨年、有名ホテルや百貨店のメニューで相次いだ食材の虚偽表示問題を受け、導入が検討されてきましたが、元々は2009年9月の消費者庁発足以前から議論されてきた問題でした。背景には不当表示の措置命

令が年々増加しており、適切な表示制度に対する消費者の要望が強くなったこともありです。

今回の景品表示法に基づく課徴金制度は、同法違反の不当表示をして再発防止の措置命令（行政処分）を受けた事業者が対象となります。

課徴金は、商品やサービスが実際より良いと誤解させる「優良誤認」と、得だと思わせる「有利誤認」で措置命令を受けた場合です。過去の措置命令から優良誤認と有利誤認の表示例をいくつかあげてみます。

#### ・優良誤認表示の例

「松坂牛」と表示していたが、実際は単なる国産牛肉だった。

「これを飲めば1か月で10キロ痩せる！」などと表示していたが、実際

には効果が実証されていなかった。「合格実績No.1!」と表示していたが、他校と異なる方法で数値化したもので、適正な比較ではなかった場合—など。

#### ・有利誤認表示の例

3枚セットの食器を「お徳用」と割安のように表示していたが、バラ売りの場合と値段が変わらなかった。

「今なら半額!」と表示していたが、実際には常にその価格で販売していた。

「地域で一番安い!」と表示していたが、実際はその地域の価格調査をしておらず、他の店のほうが安かった—など。

#### ■課徴金の額と減額制度■

課徴金の額は不当な表示による過去3年分の売り上げに3%を掛けて算出します。ただし、売り上げが5000万円未満なら科しません。

仕入れ先の虚偽の説明を信じて不当表示をした場合などで、十分注意していたと認められれば対象から外れます。消費者庁などが調査を始める前に不当表示を自主申告すれば、課徴金額は半減されます。

不当表示は消費者が直接被害を受けるため、利用者に返金すれば課徴

金を減額する仕組みも設け、被害回復を促します。課徴金制度は独占禁止法や金融商品取引法にもありますが、こうした被害回復の仕組みを伴うのは初めてです。

#### ■企業側の対応■

不当表示に関して措置命令が行われた場合、消費者庁から会社名、違反行為の内容等が公表されてしまいます。企業のイメージダウンにつながり、信用も失うことになりかねません。また、不当表示がされているカタログ、ポスター等の広告物の回収(場合によっては商品自体の回収)等の措置を講じることも余儀なくされ、経済的負担も生じてしまいます。利益を上げようとして行き過ぎた広告を行った結果、それが不当表示と認められてしまえば、企業にとつては、利益を上げるどころかマイナスになってしまいます。

企業としては、広告宣伝等を行う際には、その商品・サービスが売れるような内容に工夫する一方で、消費者に誤解を招く不当表示とならないように注意する必要があります。消費者庁等に事前に相談することも可能です。このため、広告等を行う際には、表現内容には十分注意する必要があります。

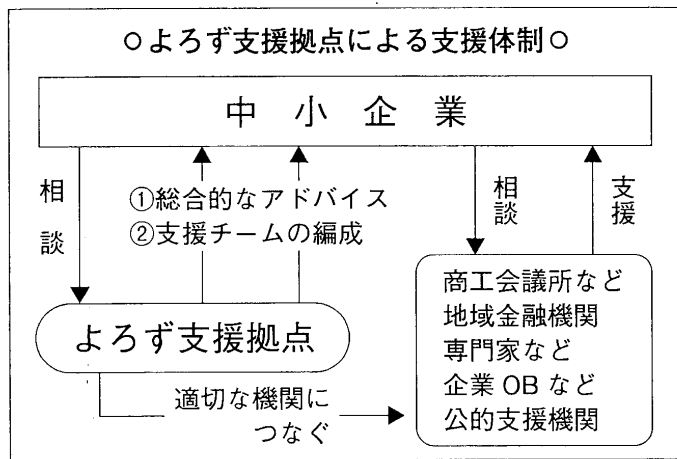


# 中小企業の経営相談窓口 「よろず支援拠点」の概要

## ■各機関と支援体制を整備

国は中小企業・小規模事業者が抱えるさまざまな経営相談に対応するため、新たに「よろず支援拠点」を今年4月より各都道府県に整備しました。地域の支援機関等と連携しながら中小企業の経営を支援することが目的です。そこで今回は「よろず支援拠点」について紹介します。

中小企業からの相談対応を担う既存の支援機関には、機関ごと地域ご



とに支援のレベル、質、専門分野、活動内容のバラツキがあるなどの課題もあり、相談体制の更なる整備が必要と指摘されていきました。今年4月(一部の都県では6月)にスタートした「よろず支援拠点」は、国が全国に設置する経営相談所で、中小企業・小規模事業者の売上拡大、経営改善など、経営上のさまざまな相談に対応していくことが特徴です。

「よろず支援拠点」の支援内容を以下に紹介します。

- ①販路拡大につながる経営相談  
これまで足りていなかった経営相談サービス(「こうすれば売れる」)
- ②すべて「(よろず)」の中小企業経営課題に配慮  
「販路拡大」のみならず、あらゆる

経営課題にも対応する。特に成長戦略に盛り込まれている4分野(1)創業・廃業 (2)海外展開 (3)新分野進出 (4)地域活性化)に対応する。

中小企業・小規模事業者の課題に応じた適切な支援チームの編成を支援(チーム編成、支援、フォローアップを実施)する。支援チーム編成のため、複数の支援機関、公的機関、企業OB等の「支援専門家」や、大学、大企業等の事業連携の相手先等と調整を実施する。

③支援人材や専門家を紹介する  
地域の支援人材・専門家の棚卸しを行い、実力を把握する。また、中小企業・小規模事業者や商工会・商工会議所等をはじめとする支援機関からの専門家紹介依頼に対して、適任な人材を紹介する。

・具体的支援のイメージ例  
中小企業が抱える複数の経営課題(売上低迷、資金繰り悪化等)に対し、適切な支援ができる支援機関・専門家による支援チーム編成を主導。課題解決に具体的なリソースを提供する大企業、大学等とのビジネスベースでの連携を支援。

④地域活性化のハブとなり、ノウハウを地域の支援機関に広める  
よろず支援拠点の具体的な業務は、総合的・先進的アドバイス、支援チーム等の編成支援、ワンストップサービス。

■ワンストップサービス  
支援機関等との接点がなく、相談先に悩む中小企業・小規模事業者の相談窓口として、ワンストップで広く相談に応じる。相談内容に応じて、支援機関・専門家を紹介するなど、適切な支援者につなぐ。

■フォローアップの実施  
商工会議所・商工会、認定支援機関等の支援機関では十分に解決できない経営相談に応じ、中小企業・小規模事業者の課題を分析して、一定の解決策を提示する。また、フォローアップも実施する。

経営相談や具体的な利用方法等と全国の支援拠点については、よろず支援拠点全国本部(独立行政法人中小企業基盤整備機構)HPをご参照下さい。

②すべて「(よろず)」の中小企業経営課題に配慮  
「販路拡大」のみならず、あらゆる

http://www.smrj.go.jp/yorozu/087939.html



# マイカー等による通勤手当 非課税限度額が拡大へ

給与所得者に支給する通勤手当は、一定の限度額まで非課税となっており、マイカーや自転車などで通勤している人の非課税となる1カ月当たりの限度額は、片道の通勤距離に応じて段階的に定められています。10月17日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のためマイカーなどの交通用具を使用

片道の通勤距離	1カ月当たりの限度額	
	改正前	改正後
2キロメートル未満	(全額課税)	(全額課税)
2キロメートル以上10キロメートル未満	4,100円	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	6,500円	7,100円
15キロメートル以上25キロメートル未満	11,300円	12,900円
25キロメートル以上35キロメートル未満	16,100円	18,700円
35キロメートル以上45キロメートル未満	20,900円	24,400円
45キロメートル以上55キロメートル未満	24,500円	28,000円
55キロメートル以上		31,600円

している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

それとともに、通勤距離の区分について、55キロメートル以上の基準が新たに設けられています。

この改正は、平成26年10月20日に施行されましたが、平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます(通勤手当の差額として4月1日以後に追加支給されたものを除く)。

既に支払われた通勤手当(平成26年4月1日以後10月19日まで)については、改正前の非課税規定を適用して源泉徴収が行われていますが、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は、本年の年末調整の際に精算することになります。年末調整で精算する際の源泉徴収簿の記載方法等については、国税庁ホームページに掲載されていますので、精算をするケースの場合にはご参照下さい。

## 12月の税務と労務

### 一 税 務

- ★給与所得の年末調整  
調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき
- ★給与所得者の保険料控除申告書、住宅取得控除申告書の提出  
(1)提出期限…本年最後の給与の支払を受ける日の前日  
(2)提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長
- ★固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付  
納期限…12月中の市町村の条例で定める日
- ★11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(26年6月～11月分)の納付  
納期限…12月10日
- ★10月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)  
申告期限…平成27年1月5日
- ★1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…平成27年1月5日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…平成27年1月5日
- ★4月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)  
申告期限…平成27年1月5日
- ★消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…平成27年1月5日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)  
申告期限…平成27年1月5日

### 一 労 務

- ★労働災害保険事業開始届  
提出期限…12月10日
- ★健保・厚保の保険料の納付  
納期限…平成27年1月5日

2014年もさまざまな出来事がありました。今年、日本人の研究者3人がノーベル物理学賞を受賞したことは、わが国の産業界にとっても大きな自信と誇りとなりました。▼選考委員が「人類のより良い生活につながる発明に賞を与えるとしたアルフレッド・ノーベルの思いにまさに合致する」と讃えた3氏の功績は、青色LEDの実現で、「白熱電球が20世紀を照らした。21世紀はLEDが照らす」と評されました。▼試行錯誤と失敗を重ねながら研究を続け、

## ノーベル賞の誇り

今日では交通信号、LED照明、大型ディスプレイ、携帯電話、携帯端末など世界中の日常生活の場で広く使用されています。▼日本出身のノーベル賞受賞者は22人となり、2000年から15年間は自然科学分野で日本出身の11人がノーベル賞を受賞しています。日本の科学技術の底力を世界に証明し、我が国の産業界で研究・開発にたずさわる人々に勇気を与えました。新たな産業界を切り開く、新たな創作が一層意欲的に進められることが期待されます。